

議会 レポート

町議会第4回定例会(12月議会)が、12月3日から15日までの13日間の会期で開かれ、11件の議案と2件の請願の審議・審査が行われました。

平成20年度補正予算

- ◇寄居町一般会計補正予算(第2号)
- ◇寄居町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ◇寄居町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- ◇寄居町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ◇寄居町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- ◇寄居町水道事業会計補正予算(第2号)

↓6議案とも原案どおり可決
 【説明】 補正額は別表のとおりです。

↓6議案とも原案どおり可決
 【説明】 補正額は別表のとおりです。

条例の改正

◇町長及び副町長の給与等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

【説明】 特別職等報酬審議会からの答申に基づき、これまで暫定的に削減していた特別職の給与について、町長20%・副町長15%・教育長15%を削減した額とするためのものです。

◇寄居町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

【説明】 裁判員制度の導入に合わせ、職員の休暇制度の改正を行うものです。

◇寄居町認可地縁団体印鑑条例の一部改正

【説明】 民法及び地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行ったものです。

◇寄居町国民健康保険条例の一部改正

【説明】 平成21年1月から産科医療補償制度が創設されることに伴い、制度加入分娩機関での出産に対して従来の出産育児一時金35万円に3万円を加算して支給することにしたものです。

↓4議案とも原案どおり可決

請願

◇「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」提出を求める請願

【説明】 新たな労働形態である「協同労働の協同組合」を推進するための法整備を求める意見書を国に提出することを求めたものです。

↓採択

◇民間委託化せずセンター方式の学校給食を、充実させてください。

【説明】 学校給食の民間委託の方針を見直し、学校給食センターの存続を求めたものです。

↓不採択

議員提出議案

◇「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書提出

【説明】 同趣旨の請願採択を受け、寄居町議会が法整備の実現を求めたものです。

↓原案どおり可決

問い合わせ／議会事務局(☎581・2121内線340)へ。

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご報告します。

- 【環境保全のため】金50,000円 大字寄居 木島 宏 様
- 【社会福祉のため】金150,000円 株式会社森林公園ゴルフ倶楽部 代表取締役 白石大史 様
- ▼図書券 寄居地区更生保護女性会 会長 峯岸佳子 様
- 【生涯学習に活用のため】短刀 〓 本庄市児玉町 小島 寛 様
- ▼短刀 〓 (白鞘、鍔) 〓 児玉郡美里町 志塚徳行 様
- 【地域防犯推進のため】防犯灯85基 〓 埼玉県電気工事工業組合 小川支部 支部長 沼尻芳治 様

確定申告 関係機関からのお知らせ

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告受付のご案内

平成20年分の所得税の確定申告の受け付けは、2月16日(月)から3月16日(月)までです。

今年の確定申告期間中は平日(月～金曜日)以外でも2月22日と3月1日の日曜日に限り、税務署で申告書の受け付けを行います。

なお、土地建物の譲渡所得等がある方の確定申告や、贈与税の申告についても、自主的に税務署で申告していただくようお願いいたします。

問い合わせ／熊谷税務署(自動音声案内 ☎521・2905)へ。

パソコンを利用して申告書を作成してみませんか

①国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」

「確定申告書作成コーナー」 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して24時間いつでも医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得税の確定申告書や青色申告決算書、消費税の申告書などが作成できます。

申告書などは、ご自宅のプリンター

で印刷し、添付書類とともに税務署へ送付してください。

②e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用してらくらく申告

インターネットを利用してご自宅から確定申告や税務手続き、納税を行うことができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※国税庁ホームページは、『国税庁』で検索してください(<http://www.nta.go.jp/>)。

e-Tax用 申告体験会場のお知らせ

給与所得者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除の還付申告をされる方を対象に、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を体験していただくための会場を設けました(実際に申告手続きができます)。

この会場では、e-Taxによる申告書データの作成と送信手続きのみを行いますので、医療費の明細書や住宅借入金等特別控除額の計算明細書

さらに便利で使いやすく!
ネットでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

の作成を事前に済ませて、お越しくください。

なお、各明細書の作成等で不明な点がありましたら、熊谷税務署または税務課にお問い合わせください。

受付時間/午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

場所/中央公民館1階美術室

対象/公的個人認証を取得した住民基本台帳カード(町民課で発行しています。手数料が1,000円かかります)をお持ちで、還付申告をされる方

持参するもの/公的個人認証を取得した住民基本台帳カード、給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書および明細書、住宅借入金等特別控除関係書類および計算明細書、その他確定申告に必要な書類

その他/通常の申告相談ではありませんのでご注意ください。

問い合わせ/熊谷税務署(自動音声案内 ☎521・2905)、または税務課(☎581・2121内線154・156)へ。

関東信越税理士会 熊谷支部からのお知らせ

税理士による確定申告無料相談

2月2日(月)から13日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)、各税理士事務所では次に該当する方を対象に、確定申告相談と申告書の作成指導を無料で行いますので、事務局または最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の

うえ、ご利用ください。

対象/①年金所得のある方、②給与所得のある方で医療費控除を受けようとする方、③年の途中で退職または就職した方

※②・③については所得金額300万円以下が要件となります。

問い合わせ/事務局・関東信越税理士会熊谷支部(☎521・3312)へ。

大里広域市町村圏組合からのお知らせ

おむつ代の医療費控除について

介護保険による要介護認定を受けておむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受けられる場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者(大里広域市町村圏組合)が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象となります。

ただし、次の要件を満たすことが必要です。

①平成20年中に要介護認定有効期間があること。

②要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること。

③おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること(初めての方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要)。

問い合わせ/大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)または大里広域寄居介護保険事務所(健康福祉課内、☎581・2121内線124)へ。